豊中市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

（業務管理体制の届出）
第２条　法第１１５条の３２第２項の規定による届出は、施行規則第１４０条の４０第１項に掲げる事項について様式－業務管理第１号により行うものとする。

（届出事項の変更の届出）
第３条　法第１１５条の３２第３項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第１４０条の４０第２項に基づき、様式－業務管理第２号により行うものとする。

（区分の変更の届出）
第４条　法第１１５条の３２第４項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第１４０条の４０第３項に基づき、様式－業務管理第１号により行うものとする。

（関係機関への情報提供）
第５条　市長は、第２条から前条までの規定による届出に関し、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長及び市町村長に対して、情報を提供することができる。

（実施細目）
第６条　この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、市長が定める。

附　　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２３年（２０１１年）４月１日から施行する。
（届出を行うために必要な準備行為）
２　市長は、この要綱の施行日前においても、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して、必要な手続きを行うことができる。

附　　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２７年（２０１５年）４月１日から施行する。

附　　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和３年（２０２１年）２月１日から施行する。

附　　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年（２０２１年）４月１日から施行する。

様式－業務管理第１号

介護保険法第１１５条の３２第２項（整備）又は第４項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書

年　　月　　日

豊中市長　あて

事業者　名　　称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																		

１　届出の内容							
	（１）法第１１５条の３２第２項関係（整備）						
	（２）法第１１５条の３２第４項関係（区分の変更）						
２　事業者	フリガナ 名称						
	住所（主たる事務所の所在地）	（郵便番号　　－　　） 都道府県　　郡市区 （ビルの名称等）					
	連絡先	電話番号		ＦＡＸ番号			
	法人の種別						
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名		生年月日	年　月　日
	代表者の住所	（郵便番号　　－　　） 都道府県　　郡市区 （ビルの名称等）					

３　事業所名称等及び所在地	事業所名称	指定（許可）年月日	介護保険事業所番号（医療機関等コード）	所在地
	計　　カ所			

４　介護保険法施行規則第１４０条の４０第１項第２号から第４号に基づく届出事項	第２号	法令遵守責任者の氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ）	生年月日
	第３号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
	第４号	業務執行の状況の監査の方法の概要	

５　区分変更	区分変更前行政機関名称 担当部（局）課	
	事業者（法人）番号	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称 担当部（局）課	
	区分変更日	年　　月　　日

様式－業務管理第２号

介護保険法第１１５条の３２第３項に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年　　月　　日

豊中市長 あて

事業者　名　　称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																	

変　更　が　あ　っ　た　事　項
１．法人の種別、名称(ﾌﾘｶﾞﾅ) ２．主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 ３．代表者氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ)、生年月日 ４．代表者の住所、職名 ５．事業所名称等及び所在地 ６．法令遵守責任者の氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ)及び生年月日 ７．業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 ８．業務執行の状況の監査の方法の概要

変　更　の　内　容
(変更前)
(変更後)